

裁判員制度の下での量刑

～量刑基準について～

笹木 信宏

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

2006年9月12日 受理

- 1、はじめに
- 2、量刑判断の基礎
- 3、実務における量刑判断の具体的基準
- 4、裁判員制度の下での量刑判断

1、はじめに

裁判員が参加する刑事裁判に関する法律(以下、裁判員法と略称)に基づく裁判員制度がまもなく始まろうとしている。

裁判員制度が従来の刑事裁判制度と最も大きく異なる点として、裁判員が参加し、公判審理における最も重要であり中心となる事実認定手続と量刑手続の判断を行うことである。

この裁判員法の導入に伴い、多くの学者や実務家が様々な議論を展開している。しかしながら、これらの議論の中では、裁判員制度の下で、裁判員が判断するにあたり、もっとも困難であると思われる事実認定・量刑判断について、法律上なんら規定されていないにも関わらず、具体的判断基準を示したものはごく小数である。

本稿では、実務における量刑の手続を確認し、裁判員の関与する裁判に関する量刑手続

の量刑判断とその量刑基準について、若干の検討を試みることにする。

2、量刑判断の基礎

わが国における刑事裁判において、被告人、弁護人、検察官等の当事者にとって、どのような量刑判断がなされるのか、すなわち、どれくらいの刑罰が科されるのかが非常に重要な関心事であることは言うまでもない。また、最近の重大事件の増加や、被害者感情等が話題なる中、当事者のみならず、国民全般にとっても非常に重要な関心事である。更には、裁判員制度の成立により、自らが裁判員として裁判に参加し、この量刑判断に携わることとなり、より関心が高まっていると言えよう。

被告人ならば、自己に科されるであろう刑について、弁護人に相談したり、刑について自らある程度の予想を立てるのが常であろうし、国民全般も被告人に科されるであろう刑について予想を立てるであろう。

また、裁判官にとっても公判審理の過程において、被告人に対してどのような刑を言い渡すか(具体的な量刑をどうするか)が頭を

悩ませる最大の部分でもある。それは、量刑の基準・枠組みについて、条文に規定がなく、法定刑の幅が広いためである。

裁判員制度の下での量刑を考えるにあたっては、まず、その量刑がいかなるものに基づいて判断されるべきかを論じなければならぬ。

そのためには、現在の学説においてどのような議論がなされており、実務上、裁判官がどのように量刑判断を行っているかを正しく理解する必要がある。

量刑の基準は、「存在としての量刑基準」、すなわち実際にどのような量刑基準に従っているかという現に存在している量刑基準と、「当為としての量刑基準」、すなわち量刑を行う場合にどのような量刑基準に従うかといふべき量刑基準の2つがある。「存在としての量刑基準」はいわゆる量刑の相場と呼ばれる量刑基準であり、「当為としての量刑基準」は裁判官の個々の刑の量定にあたり、いかなる事情をどのように評価し量刑に斟酌すべきかを指示するものでなければならない^{注1}。しかし、実務家の立場において、「当為としての量刑基準」を理論的に検討するということは行いうるものではないとされる^{注2}。

まず、量刑基準を解明するためには、刑法理論、とくに刑罰理論における刑罰の正当化根拠をめぐる議論から出発することが不可欠の前提とされている。なぜ刑罰が正当化されるのかという根拠の問題は、どの程度の刑罰が正当化されるのかという根拠の問題でもあるからである^{注3}。

刑罰理論で中核をなす概念に責任主義があるが、量刑理論においても、責任主義の果たす役割は大きい。

わが国の刑事裁判の実務において、量刑は、責任主義（応報的処罰）に基づいて行われている。改正刑法草案48条1項は「刑は、犯人の責任に応じて量定しなければならない。」と規定し、この条文の趣旨について同案説明書が、「犯人の責任の程度が量刑における最も基本的な要素であることを明らかにする趣

旨であり、犯罪の抑制及び犯人の改善更生すなわち一般予防及び特別予防に役立たせるという刑事政策的な目的は、責任に応じた量刑という枠の中で考慮されることになる。」としている。量刑判断は、この改正刑法草案をもとに行われていると思われる。これは、実務上、量刑の一般的な基準として支持されている^{注4}。

「責任なれば刑罰なし」という言葉で示される責任主義は、一般に「刑罰は責任の量に比例しなければならない。」とされる（量刑における責任主義）^{注5}。

犯人の責任とは、犯罪行為の重さの程度である。そして、その責任の重さの程度、すなわち、犯罪事実に相応した刑を量定するのである。量刑における責任概念の機能は、この犯罪行為の重さと刑のバランス（罪刑の均衡）を保障することにより、刑の公平性・平等性を維持することである^{注6}。

責任の本質については、従来、道義的責任論が通説であった。それは、行為者が、素質や環境の影響を受けながらも主体的に惹起した行為について加えられる道義的（社会倫理的）に非難（非難可能性）することができるとする。

これに対して、行為者の意思が自由か否かは分からぬのではないかという疑問あるいは道義的責任が国家の道義的権威の強調と結びつきやすい面を持つこと等から、刑法における非難は、社会統制手段としての法の立場からする非難である、すなわち法の禁止、命令規範に違反することが責任であるとする法的責任論（規範的責任論）^{注7}が現在の通説であり、法益侵害に対応する刑罰（法益保護主義）学説の主たる流れとなっている^{注8}。

いずれにしろ、刑罰はあくまでも罰であつて教育や治療でない以上、非難（非難可能性）を本質とすべきという点で一致しており、量刑理論との関係で問題となるのは、その行為者に対する非難可能性の内容である。

個人的には、行為者の意思が自由であり主体的に惹起した行為か、行為者の意思が自由

ではなく主体的に惹起した行為でないかは、公判審理の過程で明らかになるわけであり、その上で法の禁止、命令規範に違反したことによる道義的（社会倫理的）違反を加え、どの程度の非難（非難可能性）を加えるか判断すべきではないかと考える。

刑罰を考える上では、実務においては「応報刑論」、学説上は「目的刑論」が妥当であるとする。

①応報刑論

刑罰は過去にされた犯罪に対する報いとして加えられるもの。

ア 絶対的応報刑論

刑罰は悪に対する悪反動であり、動と反動とは均衡していかなければならず、悪反動であるからその内容は害悪でなければならないとする考え方をいう。いわば、刑罰によって犯罪を相殺しようとする考え方である。

イ 相対的応報刑論

刑罰が応報であることを認めつつも、刑罰は同時に犯罪防止にとって必要かつ有効でなくてはならないとする考え方をいう。刑罰の目的を考慮する点で絶対的応報刑論と異なっている。

②目的刑論

刑罰は犯罪が行われないようにするために、犯罪予防の目的として加えられる。

ア 一般予防論

刑罰法規が存在し、実際に処罰が行われて刑罰法規が機能していることを示すことにより、犯罪を計画する者たちに対しては直接的な威嚇をなし、一般市民に対しては法への信頼（法確信）を形成する効果を与えるとする。

a 消極的一般予防論

犯罪行為者を処罰することで国民一般を「威嚇」し、犯罪を予防しようとする。

b 積極的一般予防論

犯罪のよって動搖させられた法秩序を刑罰という制裁の実現によって回復し、法に対する信頼を強化しようとする。

イ 特別予防論

犯罪に無関係な第三者を対象として刑罰の効果を論じる一般予防論に対して、犯罪者の教育・更生・隔離の目的で犯罪者自身に（刑罰という形で）処置を施す事によって、犯罪者が再犯することを予防しうる。

刑罰の目的を実質的に達成しようと考えるならば「応報」という概念が必要であることは、学説もほとんどがそれを認めている^{注9}。実務でも相対的応報刑論が採用されており^{注10}、相対的応報刑論が妥当であると考えられる。

しかしながら、いかに「応報」という概念が必要とされ、「国民の倫理・道徳観念、規範意識」すなわち正義感覚（社会感覚）を基準にしたとしても、責任が、犯罪行為の重さの程度であり、その責任の重さの程度、すなわち、犯罪事実に相応したものである限り、罪刑の均衡・責任主義の原理を逸脱するような、被害者感情のみを満たすためだけのような量刑を認めるものではない。

刑罰の目的は社会秩序の維持であり、それは、「国民の倫理・道徳観念、規範意識」を基準に考え、法定刑の範囲内で、国民の正義感覚（社会感覚）に著しく反しない刑罰、すなわち、国民の意識の中で社会に実在する「おおよその一致」に合致する量刑を行うことで、刑罰が機能し、刑罰に対する社会的信頼感を高め、また、一般予防・特別予防効果も間接的ながら強化されることによって達成されると考えられる。このような量刑を導くことが重要である。

3、実務における量刑判断とその具体的基準

裁判官が、量刑判断を行うにあたっては、

まず、法定刑を出発点として、科刑上一罪の処理、刑種の選択、法定の加重・減輕を行って得られる処断刑の範囲内で、主刑の刑期または金額をどの程度にするのか決めなければならない。

わが国が相対的法定刑主義を採用しているのはいうまでもない。しかしながら、この処断刑について、死刑や無期懲役・禁錮である場合を除いて、量刑の基礎となる事情や、それをどのようにして評価し判断するかは法律上なんらの規定もされておらず、極めて広範な幅が示されているにしか過ぎず、具体的な刑の決定は裁判官の裁量に委ねられているのである。わずかに、起訴便宜主義についての規定である刑訴法 248 条に掲げられた、検察官が起訴猶予とするかどうかを決定する際の考慮事項が、量刑に際して考慮すべき事情を推知させるだけである。さらに、酌量減輕の要件（刑法 66 条）や刑の執行猶予の要件（刑法 25 条 1 項・2 項）^{注¹¹}も、抽象的な表現にとどまっているのである^{注¹²}。また、法律上の加重減輕事由として、過剰防衛（刑法 36 条 2 項）、過剰非難（刑法 37 条 1 項但書）、心神耗弱（刑法 39 条 2 項）、自首（刑法 42 条）、中止未遂（刑法 43 条但書）、併合罪（45 条）、累犯（56 条）があるが、これも同様である。

では、実務上どのように量刑判断を行っているかである。

前述したとおり、犯人の責任とは、犯罪行為の重さの程度である。そして、その責任の重さの程度、すなわち、犯罪事実に相応した刑を量定するのであるから、量刑判断は、認定された犯罪事実を前提としてこれを行う。そして、認定事実に法令を適用して、処断刑が定まった後に、その範囲内で行うものである。被告人が起訴状記載の公訴事実について公判審理手続で犯罪行為（犯罪事実責任の重さの程度）を認定し、これらを基礎として、被告人の、それに応じた具体的な刑の決定（量刑）をするわけである。

量刑事情の範囲について、改正刑法草案 48 条 2 項は、「刑の適用にあたつては、犯人

の年齢、性格、経歴及び環境、犯罪の動機、方法、結果及び社会的影響、犯罪後における犯人の態度その他の事情を考慮し、犯罪の抑制及び犯人の改善更生に役立つことを目的としなければならない。」と規定しており、このような量刑事情を考慮して、刑の量定は行われているわけである。しかし、そこに全くの具体的基準がなく、自らの裁量のみで刑を定めるものであるとするならば、その判断を行うことは非常に困難であり、わが国における刑事裁判において刑の均衡などというものはない得なくなってしまうであろう。法定刑の範囲内とはいえ裁判官の自由な裁量に具体的な刑の決定が委ねられているにもかかわらず、実務において、同種・同性質・同程度の行為を内容とする事件で、裁判官が異なる場合でも、言い渡された刑にさほど差が生じないのはどのような理由からであろう。すなわち、実際問題としてそこに何らかの具体的基準が存在しているであろうことを意味しているのであり、それは、一般に量刑の相場と呼ばれるものが存在しているからである。

この量刑の相場と呼ばれるものは、現在の刑事裁判制度が確立して以来、裁判官が長年に渡り、経験的に積み重ね、実証的な基準として作り上げたもので、刑の量定における具体的基準ではあるが、この量刑の相場も不文の存在である。

量刑の相場の実態としては、裁判官がこれまでの経験として積み上げられてきた基準ではあるが、経験的な勘のようなものであるともいえるのである。

したがって、「通常の場合、裁判官が具体的な事件において現実に量刑基準を知るには、検察官の求刑が大きな役割を果たすことのほか、自己のこれまでの実際的経験や、類似の裁判例を自己の利用できる各種資料から探し出し、検討することが主たる方法となる。」とされている^{注¹³}。死刑に関しては、判例において「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性こと

に殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される。」^{注14}として、ある範囲で基準を示したものがある。

量刑の相場について、「量刑の具体的基準が存在するということの最大の特徴は、実際に言い渡される刑の均等性をこれによって保持しているということにある」^{注15}とされる。

この量刑の相場は、規範的な拘束力をもつものではなく、事実的な拘束力をもつにすぎない^{注16}とされる。また、量刑相場は「平均的な量刑を考える上での手掛かりであるが、事件はそれぞれ個性があり、特徴があつて、およそ同じ事件というものはないから、その事件に相応しい量刑を究極的に考えなければならず、相場は相場にすぎないのである。」^{注17}とされる。さらに、量刑相場というものは、一定の範囲で時代の流れや社会情勢の変化に対応し、その内容を変えていくものであつて、固定的かつ硬直化したものではない。立法によって罰則や法定刑が変わることもあり、その場合には、具体的な量刑判断の積み重ねによって、新たに量刑相場を確立していくことになる。

実務において、量刑の具体的基準の基礎となる事実とは犯罪事実そのものである。ここにいう犯罪事実とは「単に犯罪構成要件に該当する基本的事実にとどまらず、いわばその骨を肉づけ、色づける種々の周辺の事情を一切含むものである。すなわち、犯行の手段、結果、態様、被害の程度はもとより、犯行の誘引（飲酒や薬物の影響、心身の生物学的素質なども含む）、直接的な動機、共犯者との関係、加功の程度、事後の被告人の行動、被害者側に発生した事後の事情、被告人の常習性などを全て含む広い意味での犯罪事実」^{注18}とされ、それが、刑を決定する基本的要素となるのである。例えば、「殺人罪の場合、被

告人と被害者との間柄、被害者と被告人との間で紛争が生じた事由、紛争が生じた後、被告人及び被害者の行った解決のための努力、被告人が用いた凶器の形状・性能、被告人がこれを用いるに至った経過、被害者に対する攻撃の具体的態様、殺意の発生した時期、計画性の有無、犯行直後における被害者に対する救護措置の有無等が、量刑の基礎となる事情となる。また、財産犯である窃盗罪のような場合には、すり、空き巣、万引などという犯行の態様のほか、被害品の価格（結果の大小）やその回復なども量刑上決定的に重要な要素である。」^{注19}となるのである。

しかし、「広義の犯罪事実が確定し、これに基づき可罰性の度合いの評価すなわち量刑の具体的基準が定まったとしても、可罰性の度合いの評価には狭いながらも一定の幅がある。」^{注20}とされる。また「可罰性の度合いの評価の幅の中での裁量が、どのような観点からどのような事情を考慮して行われるべきかについては、実務上も必ずしも明確とはなっていない。裁判官によってかなりのばらつきもある。多少一般化していえば、通常は、情状立証との関係もあり、被害感情の宥和、被害弁償への誠意、被告人の精神的・肉体的素質、生立ち、性格（常習性も含む）、前科前歴、社会に復帰した場合の社会的境遇や家庭環境、被告人自身の更生意欲などがいわゆる情状として考慮されている。その意味で、これを基礎にする判断は、被告人の更生可能性ないし再犯可能性を考慮しての合目的的な判断が中心になる。刑の『目的』という観点からみれば、教育効果や特別予防効果を考慮したものということもできるであろう。しかし一方で、被害者らの復讐感情が考慮に入ることもあり、一般予防効果についてかなりの配慮の加えられている場合も多い。さらにその際、被告人の法廷内での礼儀のあり方、時には裁判官の個人的な倫理観なども全く影響しないとはいきれない。こうした意味もあり、この段階における合理的な裁量判断がいかなる観点から、どのような範囲の量刑事情

をどの程度考慮して行われるべきものか、今後一層の検討を必要としよう。」^{注21} とされる。

4、裁判員制度の下での量刑判断

これまで述べてきたように、量刑について条文上なんの規定もなく、量刑基準の一般的な手引書のようなものがあるわけではなく、可罰性の度合いの評価の幅の中での裁量が、どのような観点からどのような事情を考慮して行われるべきかについては、実務上も必ずしも明確とはなっていない状況で、検察官の求刑のみを材料として、裁判員制度の下で裁判員が量刑判断をするということは、非常に困難で悩む問題であることは間違いない。

また、量刑の相場は実務上刑の量定における具体的基準ではあるが、現在の刑事裁判制度が確立して以来、裁判官が長年に渡り、経験的に積み重ね、実証的な基準として作り上げたものであり、不文の存在である以上それを裁判員が持っているものではない。よって、自己のこれまでの実際的経験や、類似の裁判例を自己の利用できる各種資料から探し出し、検討することも不可能である^{注22}。

さらには、「実務的にいえば、実際の量刑において個々の裁判官が特定の刑法理論に基づいて独自の量刑基準を樹ち立てるということは、まさに先にその許されないことを述べたばらつきを生じさせる原因となる。その意味で、ありうべき量刑の具体的基準を実務的に考えるということは、その基準がいかなる刑法理論に基づくべきか抽象的に考えることではなく、現実に存在する具体的基準を分析し、全体としては社会の刑罰感覚に対応して進むべき方向を探り、犯罪類型に従って個別的にありうべき姿を考えるということである。」^{注23} とされており、この点から考えても、裁判員も裁判官と同様の判断をすべきであるから、個々の裁判員が個人の感情や独自の量刑基準を打ち立てることは許されないと解すべきである。前述したとおり、いかに「国民

の倫理・道徳観念、規範意識」を基準に考えたからといって、罪刑の均衡・責任主義の原理を逸脱するような、被害者感情のみを満たすためだけのような量刑を認めるものではないのであり、あくまでも法定刑の範囲内で、同種・同性質・同程度の行為を内容とする事件に対し、一方が軽すぎ、他方が重すぎる刑を科されるなど、量刑に著しいばらつきを生じさせず、被告人に不公平感をいたかせず、刑事司法に対する社会の信頼を保ち、国民の正義感覚に著しく反しない刑罰、すなわち、国民の意識の中で社会に実在する「おおよその一致」に合致するような量刑を導かなければならない。

従って、これらを総合考慮した場合、裁判員を補助するなんらかの手引きが必要となるであろう。

アメリカにおいては、1960年代に不定期刑が採用されており、同種・同性質・同程度の行為を内容とする事件であっても、例えば、ある州の裁判所の裁判官が懲役1年と判断したにもかかわらず、他の州の裁判所の裁判官は懲役20年と判断するなどされていた。しかし、いかに不定期刑が採用されており、裁判官の自由な裁量に具体的な刑の決定が委ねられているとはいえ、著しく刑の公平性・平等性を損なった判断が下されることは、被告人、弁護人、検察官らの当事者はもちろんのこと、一般社会においても受け入れがたい判断であろう。そこでアメリカにおいては、量刑基準表が導入されることとなったわけである^{注24}。実務において、同種・同性質・同程度の行為を内容とする事件で、裁判官が異なる場合や地域が異なる場合でも、言い渡された刑にさほど差が生じさせないということは、刑の公平性・平等性を保つためにも非常に重要である。

これと同様に、裁判員制度の下でも刑の公平性・平等性を維持するため、裁判員に対して示す、量刑基準表が必要であると考えざるを得ないわけである。

裁判員制度の下で量刑基準表を導入した場

合、これにより、裁判員が量刑基準表にとられすぎ、その判断を強制される可能性があり、当然のごとく、「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになる」という裁判員制度を導入した意義そのものが問われることは間違いないであろう。しかしながら、量刑の具体的基準が存在するということの最大の特徴である、実際に言い渡される刑の均等性をこれによって保持し、あくまで、量刑の具体的基準の指針としてながら、量刑基準表を基に裁判員が法定刑の幅を利用して、国民の正義感覚に合致する刑罰、すなわち、国民の意識の中で社会に実在する「およそその一致」に合致するような量刑を行うようにすれば、これらの批判は回避できるのではないかと思われるのである。

注1 佐伯千仞・「刑の量定の基準」『刑法講座一巻』118頁

注2 松本時夫・「刑の量定・求刑・情状立証」『現代刑罰法体系第6巻』(日本評論社・1982) 156頁

注3 遠藤邦彦・「量刑に関する諸問題」[大阪刑事実務研究会]『判例タイムズ』No.1183(2005) 9頁

注4 岡田雄一・「量刑—裁判の立場から」『新刑事手続論』(悠々社・2002) 482頁「この条文は、責任の内容について行為責任と解し、責任にはもともと幅があるという「幅の理論」を前提に、その範囲内で一般予防及び特別予防に役立たせるという刑事政策的要請にかなった量刑を行うとともに、具体的な量刑が行為責任を上回ることがあってはならないとする考え方であり、実務においても、量刑の一般的な基準として支持されている」とされる。

注5 遠藤・前掲(注3) 9頁

注6 井田良・「量刑をめぐる理論と実務」『司法研修所論集』2004-1 216頁

注7 遠藤・前掲(注3) 10頁

注8 大谷實・「新版刑法講義総論」(成文堂・2001) 332頁、前田雅英・「刑法総論講義」[第4版](東京大学出版会・2006) 53頁以下、山口厚・「刑法」(有斐閣・2005) 99頁以下

注9 大塚仁・「刑法概説(総論)」[第三版増補版](有斐閣・2005) 50頁、大谷・

前掲(注8) 43頁、前田・前掲(注8)

31頁

注10 岡田・前掲(注4) 482頁

注11 執行猶予とするか否かの判断基準について述べたものとして、豊田健・「大コンメンタール刑法第1巻」[第2版](青林書院・2003) 485頁、松本・前掲(注2) 166頁、原田國男・「量刑判断の実際」(現代法律出版・2003) 43頁以下がある。

注12 岡田・前掲(注4) 481頁

注13 松本時夫・「量刑の実務と今後の課題」『現代刑事法』第3巻1号No.21(現代法律出版・2001) 11頁以下

注14 最判昭58・7・8刑集37・6・609

注15 松本・前掲(注2) 147頁以下

量刑の相場の妥当性について、原田判事は、「この量刑相場というのは、同種・同性質・同程度の行為を内容とする事件に対しては、同刑量の刑罰を適用するのが妥当であるという考え方方に根拠を持つものである。」とされている。

原田・前掲(注11) 3頁

岡田雄一判事も「このような量刑相場が、量刑の具体的基準として実務家に受け入れられているのは、同種・同性質・同程度の行為を内容とする事件に対し、一方が軽すぎ、他方が重すぎる刑を科されるなど、量刑に著しいばらつきがあると、被告人に強い不公平感が生じ、刑事司法に対する社会の信頼をも失う結果となりかねないことなどを根拠とする。」とされる。岡田・前掲(注4) 481頁

注16 原田・前掲(注11) 4頁

注17 原田・前掲(注11) 6頁

注18 松本時夫・「裁判員制度と事実認定・量刑判断のあり方について」『法曹時報』第五十五卷第四号(法曹会・2003) 14頁

量刑の具体的判断の基礎として、松浦秀寿元判事は、「それでは実務ではどのように量刑されているかといえば、勿論、例外はあるが、一般的の傾向としていえることは、犯罪行為自体とそれに直接関係する犯情(責任だけではなく違法性に関する要素も重きをおいて考慮される)が最も重視され量刑の基本的な事情とされている。ついで単なる情状に関する事情すなわち行為者の性格、年齢、境遇その他が考慮さ

れ、その際具体的な事案に即して一般予防（犯人及び社会に対する威嚇、犯人の隔離）や特別予防（改善可能性、再犯可能性）の目的も十分に検討される。基本的には犯罪行為に応じた刑を志向しているので、刑は応報であるという考えが基本にあるといつてもよいのではないかろうか。それに一般予防、特別予防の目的が加味されて適切な刑を量定しようとしているのが実務の傾向であると私は理解している。」とされる。

松浦秀寿「量刑不当」『判例タイムズ』

No.353 (1978) 87 頁

原田國男判事は、上記松浦元判事の記述を引用した上で、「量刑の幅の大枠も、ほぼこのように犯罪行為自体に関する情状（狭義の情状）により決め、その大枠の中でどのランクの量刑を選択するかは、一般予防・特別予防や損害賠償・示談の成否といった広い意味での刑事政策的な情状（広義の情状）を主として決めるというプロセスを取るとみるべきであろう。」とされ、また、松本教授の見解は、自説とほぼ同一であるとされている。原田・前掲（注11）53 頁

注 19 松本・前掲（注 13）12 頁以下

注 20 松本・前掲（注 2）158 頁

注 21 松本・前掲（注 2）159 頁以下

注 22 全国の高裁及び地裁においては、新量刑検索システム（量刑判断の参考となる資料をデータベース化し、裁判官が事件処理に当たり、類似事例等の量刑に関するデータを簡易且つ迅速に検索できるようにするためのシステム）が展開されており、裁判員制度の下での利用可能なシステムとすべく改修が検討されている。現在、利用可能な罪名は、殺人、傷害致死、強盗致死傷、強姦、放火、公文書偽造、薬物、銃刀法及びその他の合議事件で特に参考となるものの 9 種類である。検索可能な因子としては、例えば殺人事件では、被害者の歴史、被害者との関係、犯意、計画性、動機、凶器等がある。

注 23 松本・前掲（注 2）156 頁

注 24 アメリカの量刑制度の変遷について
は、松本時夫・「アメリカにおける量刑をめぐる動き」『アメリカ法』(1982
- 2) 149 頁以下を参照